

アーキビストの職務基準に関する検討会議議事概要

- 1 日 時 平成 30 年 10 月 29 日 (月) 13 時 30 分～15 時 30 分
- 2 場 所 国立公文書館 3 階特別会議室
- 3 出席者 新井 浩文 埼玉県立歴史と民俗の博物館 学芸主幹
(構成員) 岡崎 敦 九州大学大学院 教授
小谷 允志 ARMA 東京支部 顧問
下重 直樹 学習院大学 准教授
座長 保坂 裕興 学習院大学 教授
森本 祥子 東京大学文書館 准教授
- (内閣府) 畠山 貴晃 内閣府大臣官房公文書管理課長
- (国立公文書館) 加藤 丈夫 館長
福井 仁史 理事
中田 昌和 次長
依田 健 統括公文書専門官
梅原 康嗣 統括公文書専門官室首席公文書専門官
伊藤 一晴 統括公文書専門官室公文書専門官

4 概 要

議題 1 「アーキビストの職務基準書」に関する意見交換等の実施状況

- ・ 企業史料協議会から書面での意見提出があったとのことであるが、それに対して何か回答することが求められているとか、レスポンスしたということはあるのか (森本委員)。
- ・ アーカイブズ関係機関協議会が年一回程度開催されるので、企業史料協議会に限らず、いただいた意見への対応を当検討会議で検討し、結果を次回のアーカイブズ関係機関協議会でご報告する予定 (伊藤専門官)。

議題 2 「アーキビストの職務基準書」に対するご意見について

議題 3 ご意見への対応方針 (案) について

- ・ 議題 2 と議題 3 については、関連しているので、一緒に議論していきたい (保坂座長)。

- 論点1 タイトルと対象としている範囲に矛盾がある
- 論点2 各機関の特性・規模に応じた内容の追加や修正を認める文言が必要
- 論点6 基準書の位置づけを明確にすべき

- ・ 論点1、2、6については、全て基準書の位置づけに関わるものであるから、一緒に討議してはどうか（小谷委員）。→異議なし。
- ・ 職務基準書の作成に際しては、国の公文書管理法施行5年後見直しをはじめ、様々な背景がある。そのような事情を認識しているか否かで受け止め方が異なる。経緯を書き加えたらどうか（保坂座長）。
- ・ これまでも全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（以下「全史料協」という。）や日本歴史学協会（以下「日歴協」という。）などが、専門職問題について独自に検討を行い、提言するなど取り組んできた経緯がある。このような経過についても触れた方が良い（新井委員）。
- ・ この職務基準書は公的機関を中心に行っているが、ビジネスアーキビストにも参考になることが多い。この点を強調したら良い。趣旨の部分に追記し、例えば、「なお、上記機関以外においても、その設置目的・業務内容等を踏まえて本基準書を参考に活用していただきたい。」などとしてはどうか（傍点部追記部分、小谷委員）。
- ・ 様々な意見の根本は、やはりこのタイトルにあると思う。公的機関に限定して整理していると書いてあるが、表紙のタイトルを見た時に、全てを網羅しているとの期待が膨らんでしまう。故に、企業は違う、自治体は違うという話が出てくる。また「基準」という語感は、非常に厳密なルールというか、評価のものさしと受け止められてしまう。副題を付けたらどうか（森本委員）。
- ・ タイトルはこれで良いのではないかと思う。公的機関も企業もアーキビストの基本は一緒。ご意見を見ると、ビジネスアーキビストは、広く国民とか社会に寄与するのではなく、会社に奉仕するのだという。確かにそうかもしれないが、歴史的な記録—パーマネントレコードを保存して組織の業務に活用するという、アーキビストの仕事のコアな部分は一緒。公的機関のアーキビストに焦点をおいた記述にはなっているが、おおいに活用いただける内容だということを強調したい（小谷委員）。
- ・ 私も本来、アーキビストは、どこに行っても同じ責任をもって同じ仕事をするものと考えている。職務基準書を開いたときに、用語の定義のところ、公文書館法・公文書管理法が出てくる。この法律に基づく、と書かれると、逆に「アーキビスト」とは、もっと広いものだと違和感が出てくる。まずは公文書館法や公文書管理法に基づいて制度を考えると宣言することが、交通整理を行うことになるのではないかと（森本委員）。
- ・ こういった職務基準書は、欧米では業界団体が定める場合が多い。日本では業界団体がなく、国立公

文書館が検討するというところに大きな期待がある。まずは公的機関から始める、公文書管理法準拠ではあるが、中身に関しては広く活用可能なものとして説明していくのが大事ではないか（岡崎委員）。

- ・ 基準書のタイトルについては、事務局で整理して、次回の会議までにまとめていただきたい（保坂座長）。

○論点3 一人のアーキビストが有すべき要件なのか

- ・ すべての要件を一人で有することはそもそも不可能。教育する立場からイメージすると、学習を通して卒業までに充足しなければならない基準というよりは、個人が生涯の学習を通して知識等を向上させる際に参照する枠組みとして、ラーニング・ポートフォリオのようなかたちで活用できるものように思う（下重委員）。
- ・ 自分は今の意見とまったく逆。上級アーキビストはあらゆる知識を全て持ち合わせておくべき。ただし個々のアーキビストが全ての業務を担うかは別問題（岡崎委員）。
- ・ 下重委員は一人で全ての実務を行うことは難しいというイメージを持たれたのではないかと、岡崎委員はアーキビストが持つべき知識について、教育面で全てが網羅されるべきだということではないかと、両立しうる話だと思ふ（保坂座長）。
- ・ 大学教育としたら、ある目的を持って勉強する人間に対して、必要と思われるカリキュラムを準備するのは当然だと思ふ。しかし、実務的に考えると、現段階での日本のアーキビスト教育は基本的に大学院修士課程の2年間で育成する構成になっており、どこまで授業を網羅的にできるか、厳しいという感覚である（下重委員）。
- ・ 当館主催のアーカイブズ研修Ⅲのレベルはかなり高いけれども、実際の仕事とはかなり乖離がある。今後、カリキュラムをつくる際に、職務基準書を一通り見ていただいて、カリキュラムと職務基準書が、概ね整合しているかどうかを確認するために使っていければよい。実務のみでも困るし、実務から遊離した学者だけでも困る（加藤館長）。
- ・ 地方公文書館の現場から言えることは、大学で単位を取得して現場にきて、すぐに最前線で仕事ができるかという点で難しい。実際には、職場の中で研鑽を積み重ねて、育てていくことが大事。研修制度と大学教育の双方で、連携とバランスをとりながらやっていくのが大事（新井委員）。
- ・ 認証に実務経験は必要だろう。実務経験が一定期間あって、それによって何ができているかということになる（加藤館長）。

○論点4 現用文書管理（レコードマネジメント）への関与

- ・ 日々現場からのニーズはある。ここは退いてしまう必要はない。本来、文書管理とアーキビストは連携すべきものであるが、ここに書いてある通り、法律の縛りがあり、権限をもった立場でのコミットはできない。助言を積極的にしていくという立場で良いのではないかと思う（森本委員）。
- ・ どちらかといえば消極的なご意見の論拠は、レコードマネジメントへの関与が現行の法的な枠組みに沿っていない点にあるように思う。しかしながら法律は時代によって変わっていくものである。教育の面からいえば、あまり現時点での法的な枠組みに拘束されなくてもよい（下重委員）。
- ・ 現場サイドで考えた時に、この書きぶりで良いと思う。情報公開条例との関係も、基礎自治体では住民との距離が近く、かなりの部分で関係が生じている。非現用しか扱いませんとするのは現実的に難しいケースもある。しかしながら、積極的に関わっていくことも現行法の枠組みの中では難しい（新井委員）。

○論点5 デジタル化・電子文書に関してさらに書き込むべき

- ・ 公文書管理委員会でも9月から電子的な行政文書の管理を本格的に進めるということで、議論を進めている。国立公文書館も既に電子文書を受け入れているし、今後、地方公共団体でも進んでいくであろう（保坂座長）。
- ・ この問題は大きすぎて、これ以上細かく具体的には書けないと思う。一方を細かく書けば他方が落ちるなどの現象がおきるし、すぐに新しい技術が出てくる。書きぶりとしては、電子文書の保存に関することを知っている、理解している、という以上に書けないのではないか（森本委員）。

○論点7 防災に関してさらに書き込むべき

- ・ 防災を考えるのであればNo. 11は書庫管理ではなく施設管理ではないか。IPMの観点からいえば書庫だけに限定しないほうがむしろいい（下重委員）。

○論点8 職務の統廃合について

- ・ No. 23「海外のアーカイブズ機関との連携」について、No. 21の方に入れることについて異論はないが、No. 21に「公文書作成機関」というのが入っている。No. 21の趣旨は、いわゆるMLA連携であり、公文書作成機関との連携とは趣旨が異なるため、削除した方がよい（小谷委員）。
- ・ ボランティア・学校教育について追記を検討しているとのことであるが、アーカイブズにおける連携は、そのアーカイブズにとって足りないリソースを外部から調達するためという考え方が基本的な姿勢ではないかと考える。とするとボランティアは確かに人手にはなるが、効果としては、どちらか

という利用促進、普及促進に近いイメージがある（下重委員）。

- ・ 目録を作る仕事と同じレベルでボランティア対応が位置づけられるのはどうかと思う。責任をもった仕事をしてもらうための監督等の手間を考えると、人手がないからこそ、そこまで手を広げたくないという考えもある。可能性のひとつとして挙げるぐらいか（森本委員）。

○本文、別表1～3の各記述に対するご意見について

- ・ アーキビストが扱う資料は公文書に限らず、写真、図面、映画フィルム、音声記録、電子文書など、多様なものがある。これらも具体的にイメージできるよう示した方が良い（保坂座長）。
- ・ 資料2 No. 57、No. 58あたりだと思うが、アーカイブズ学の基本原理、理論、方法論等が抜けているように見える、という指摘がある。昨年12月にまとめて以来、時間をおいて読み直してみると、アーカイブズ専門職の核となるキーワードをいれるべきと考える（保坂座長）。
- ・ 職務の No. 10「公文書等の整理及び保存」について、整理は arrangement、保存は preservation、conservation を含むとすると、非常に範囲が広い。全国公文書館長会議の事前アンケートを見ても、実際実施している、またアーキビストが担うべきだとする回答ともに非常に高い。当然必要だと思われる内容がたくさん入っており、やや中身がつまっている印象がある（保坂座長）。
- ・ 現場の直感でいうと、ここで書かれているのは物理的な整理。私はこれでいいのではないかと思う。ラベルを貼り、袋に入れるという一連の作業という位置づけで良いのではないか（森本委員）。
- ・ 現場や地方自治体の立場で言うと、公文書館の規模により違いがある。公開に向けて作業手順はそれぞれの館が独自で作成して実施している。これ以上に細かく書くと、より具体的な内容になり、押し付けと受け止められ、人員が少ない機関では負担になってしまう（新井委員）。
- ・ 資料2の No. 122、No. 74 の意見は、職務基準書のアーキビストが、研究職なのか否かについてクリアにすべきとの意見だと思う。従来、公文書館法第4条に示す専門職員は研究職であると考えられてきた。職務基準書のアーキビストは、公文書館法の専門職員よりも広い。公的資格制度を考える際に、公文書館法における専門職員の定義との整合性について、考えなければならない（下重委員）。
- ・ 冒頭の趣旨に関わることだが、専門職員に関する国立公文書館の取組について示した方が良いと思う。国立公文書館には既に公文書専門官が置かれており、その現状も加えておいた方が良い。地方自治体に本基準書を波及させるにあたり国立公文書館の現状を踏まえることができ、参考になる（新井委員）。
- ・ 概ね議論は出尽くしたと考える。次回は12月に予定しているが、職務基準書を確認し確定まで行い

たいと思う。また、拙速に進めるわけではないが、機運が盛り上がっているので、何かの形での認証制度について、その方向性についても相談したい（加藤館長）。

- ・ 次回は12/19 13:30～を予定。以上で第4回会議を終了させていただく（保坂座長）。